

令和3年度における介護サービス事業所等の基準改正について(抜粋)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

(1) 感染症対策の強化

介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延に関する取組の徹底を求めるための基準を追加します。
(3年間の経過措置あり)

(2) 業務継続に向けた取組の強化追加

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けます。
(3年間の経過措置あり)

(3) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める基準を追加します。

(4) 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から下記の基準を追加します。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用した実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用した実施を認める。

(5) 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、磁氣的記録による対応を原則認めることとします。

(6) 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲の明確化します。

(7) 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。

(8) 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けします。

（3年間の経過措置あり）

(9) オペレーターの配置基準等の緩和

夜間対応型訪問介護において、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、下記について可能とします。

ア オペレーターについて下記の併設施設の職員と兼務を可能

指定短期入所生活介護事業所／指定短期入所療養介護事業所／指定特定施設／指定小規模多機能型居宅介護事業所／指定認知症対応型共同生活介護事業所／指定地域密着型特定施設／指定地域密着型介護老人福祉施設／指定看護小規模多機能型居宅介護事業所／指定介護老人福祉施設／介護老人保健施設／指定介護療養型医療施設／介護医療院

イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

(10) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けの追加

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けることとします。

（3年間の経過措置あり）

(11) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行います。

ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

(12) 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業所を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

(13) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

（認知症対応型共同生活介護）

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設します。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者、を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考とする。

(14) 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。